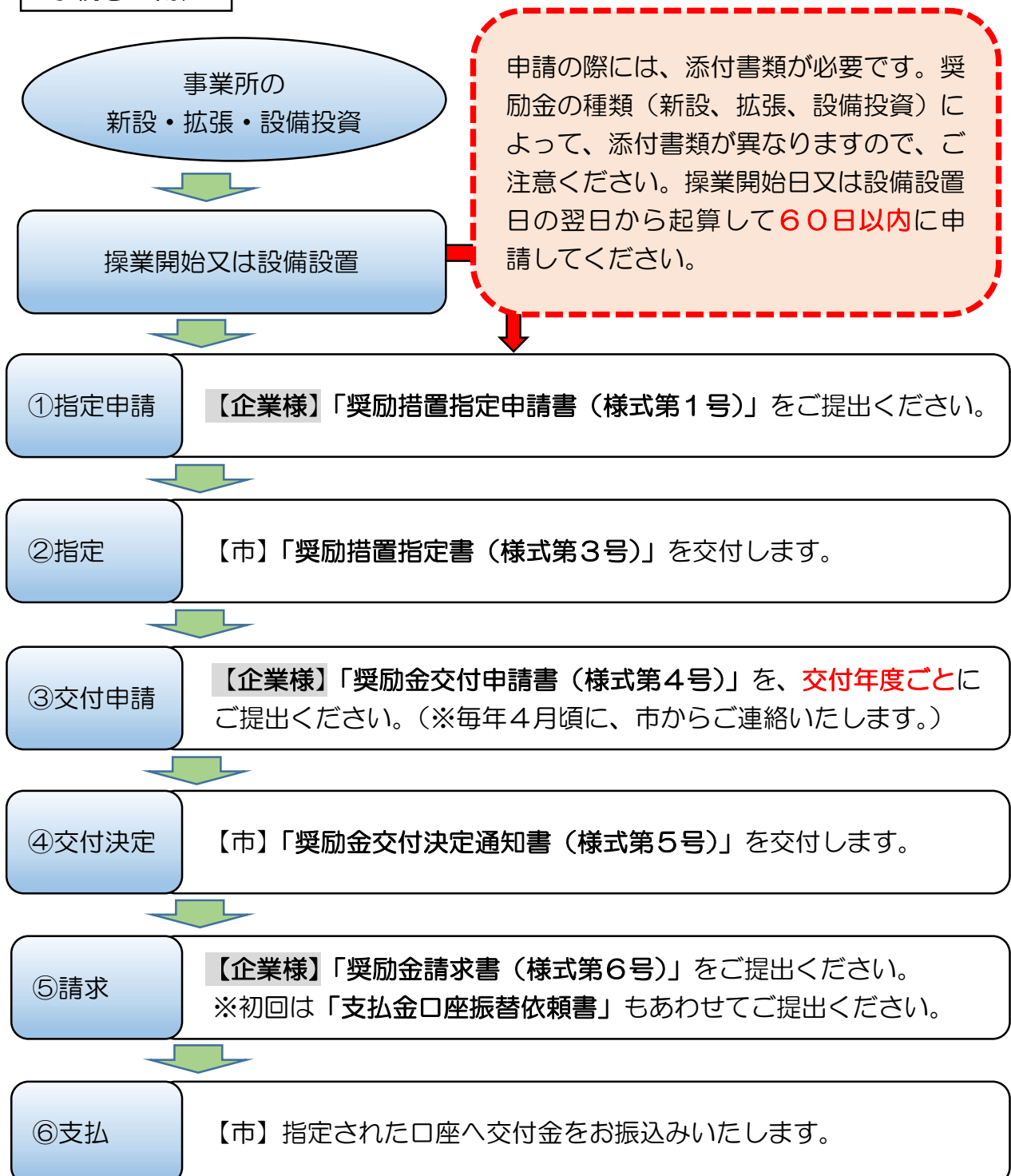


東松山市がんばる企業応援条例に基づく 奨励金の手続きについて

東松山市では、東松山市がんばる企業応援条例に基づいて、事業所の新設・拡張・設備投資を実施した場合、奨励金を交付します。指定を受けるためには、条件を満たす必要がありますので、**必ず事前にご相談ください。**

手続きの流れ



奨励金の交付対象期間と交付年度

対象となった事業所の操業開始又は設備設置後、新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税・都市計画税について、一度納めていただいた後に、相当額を奨励金として交付します。操業開始日又は設備設置日の属する年度により交付対象期間は下表のようになります。

	操業開始日 設備設置日	課税開始 年度	奨励対象期間 (税の納付年度)	交付年度 (支払年度)
令和 4 年度	令和4年4月～12月	令和5年度	令和5・6年度	令和6・7年度
	令和5年1月～3月	令和6年度	令和6・7年度	令和7・8年度
令和 5 年度	令和5年4月～12月	令和6年度	令和6・7年度	令和7・8年度
	令和6年1月～3月	令和7年度	令和7・8年度	令和8・9年度
令和 6 年度	令和6年4月～12月	令和7年度	令和7・8年度	令和8・9年度
	令和7年1月～3月	令和8年度	令和8・9年度	令和9・10年度
令和 7 年度	令和7年4月～12月	令和8年度	令和8・9年度	令和9・10年度
	令和8年1月～3月	令和9年度	令和9・10年度	令和10・11年度
令和 8 年度	令和8年4月～12月	令和9年度	令和9・10年度	令和10・11年度
	令和9年1月～3月	令和10年度	令和10・11年度	令和11・12年度

※ただし、操業開始日又は設備設置日が1月1日の場合は異なりますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

東松山市 政策推進課

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-63-5031 (直通)

FAX 0493-22-5516

